



発行 新潟県

第69号

令和6年9月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 988 土壌汚染対策法による汚染されている区域の指定解除（環境対策課）
- 989 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 990 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 991 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 992 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 993 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 994 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 995 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 996 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退（障害福祉課）
- 997 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 998 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 999 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 1000 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
- 1001 保安林の指定（治山課）
- 1002 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1003 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1004 公共測量の実施通知（監理課）
- 1005 公共測量の実施通知（監理課）
- 1006 道路の区域変更（道路管理課）
- 1007 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 特定調達契約の契約者等（危機対策課）
- 特定調達契約の契約者等（危機対策課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

公安委員会告示

- 105 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第988号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成23年10月25日新潟県告示第1320号により指定した要措置区域の全部について指定を解除する。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定を解除する要措置区域
五泉市駅前一丁目372番12の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
シスー1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた実施措置
原位置での浄化による除去

◎新潟県告示第989号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーショントータルケア長岡	長岡市古正寺2-93メゾン・ド・ヌーベル102号室	令和6年7月1日
訪問看護かえりえ長岡	長岡市中島7-1-8シニアリビングやさしえ長岡1階	令和6年8月1日
ゆきぐに大和訪問看護ステーション	南魚沼市浦佐4115番地	令和6年4月1日
胎内ついで歯科医院	胎内市築地2025-1	令和6年8月9日

◎新潟県告示第990号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護 重度訪問介護	障碍サービスコムヴィ	長岡市関原町五丁目102ベルファーム事務所	株式会社コムヴィ	令和6年5月1日
就労継続支援B型	リライフサポート	村上市田端町2-12	一般社団法人NTC	令和6年5月1日
就労定着支援	Re:WORK	上越市藤巻7番35号	株式会社リボン	令和6年6月1日
居宅介護 重度訪問介護	ユースタイルケア 長岡 重度訪問介護	長岡市関東町5-5 長岡ファーストビル301号室	ユースタイルラボラトリー株式会社	令和6年7月1日

共同生活援助	アザレアそらと	三条市下坂井20-14	株式会社イイズカカズキ建築事務所	令和6年7月1日
就労継続支援B型	フェルム	村上市山辺里895番地4	合同会社アン・フルール	令和6年7月1日
自立訓練(機能訓練)	ハルボンド	村上市山居町1丁目5-30	合同会社BOND	令和6年8月1日

◎新潟県告示第991号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
就労移行支援	ワークライフ・ポニーズ	上越市大字大日34番地5	社会福祉法人上越妙高福祉会	令和6年5月31日
就労定着支援				
居宅介護	エフビー訪問介護かすが	上越市木田2丁目16番50号	エフビー介護サービス株式会社	令和6年5月31日
重度訪問介護				
同行援護				
生活介護	ハルガーデン	村上市安良町1番1号1F	合同会社BOND	令和6年6月1日
居宅介護	ぴっと	上越市石橋二丁目10番16号	社会福祉法人 みなでいきる	令和6年6月1日
重度訪問介護				
就労継続支援A型	りんらん	村上市山辺里895番地4	合同会社アン・フルール	令和6年6月30日
居宅介護	社会福祉法人 出雲崎町社会福祉協議会	三島郡出雲崎町大門394番地1	社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会	令和6年6月30日
重度訪問介護				
同行援護				
行動援護	てまり訪問介護ステーション	長岡市平1丁目3番60号	社会福祉法人平成福祉会	令和6年7月1日
就労継続支援B型	Agricia	五泉市三本木3042-3	医療法人社団順祐会	令和6年7月31日

◎新潟県告示第992号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
------------	--------	-----	-----	-------

児童発達支援	ブロッサムジュニア 柏崎教室	柏崎市北半田2丁目3番12号	株式会社Certo	令和6年5月1日
放課後等デイサービス				
児童発達支援	発達支援つむぎ 見附ルーム	見附市熱田町287番地	社会福祉法人どろんこ会	令和6年5月1日
放課後等デイサービス	フレデリーしんまち	見附市新町1丁目1-1	合同会社すいみー	令和6年5月1日
児童発達支援	つばめ療育館吉田分館	燕市吉田旭町2丁目5番10号	株式会社Noseつばめ療育館	令和6年5月1日
児童発達支援	発育広場 五合目	柏崎市大字横山440番地1	合同会社craft map	令和6年6月1日

◎新潟県告示第993号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人社団 よつばの会 きたしる歯科診療所	上越市東本町5-2-59	歯科矯正に関する医療	令和6年9月1日

◎新潟県告示第994号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護 かえりえ長岡	長岡市中島7-1-8	精神通院医療	令和6年9月1日

◎新潟県告示第995号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人社団かみむら小児科	上越市下門前1857	精神通院医療	令和6年9月1日
いちご薬局下門前	上越市下門前1847	精神通院医療	令和6年9月1日
クスリのアオキ住吉薬局	新発田市住吉町5-4-9	精神通院医療	令和6年9月1日

大手薬局三条月岡店	三条市月岡1-23-45	精神通院医療	令和6年9月1日
-----------	--------------	--------	----------

◎新潟県告示第996号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり辞退する旨の届出があった。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
ひまわり内科	糸魚川市東寺町1-4-6	精神通院医療	令和6年8月31日

◎新潟県告示第997号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
木村 悠	耳鼻咽喉科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041番地	R6.9.1	第15条第1項の医師に指定した
神田 達郎	消化器内科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
張 高正	内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205番地	〃	〃
油谷 頌子	神経内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃
池田 智也	整形外科	新潟県立妙高病院	妙高市大字田口147-1	〃	〃
関 沙織	耳鼻咽喉科	新潟県立中央病院	上越市新南町205番地	〃	〃
竹内 美香	耳鼻咽喉科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
渡邊 仁	整形外科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃

◎新潟県告示第998号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
祐川 健太	外科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹々花457番地1	R6.3.31
福原 信義	神経内科	上越総合病院	上越市大道福田616番地	R6.7.9

村田 英士	内科	医療法人社団村田 医院	五泉市村松乙 635-1	R6.7.22
豊田 精一	外科	豊田医院	上越市石橋2丁 目5番1号	R6.8.5

◎新潟県告示第999号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、佐渡市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和6年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
10月7日(月)	午後1時から4時まで	真野活性化センターいぶき21	佐渡市全域
10月8日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
10月9日(水)	午前9時から正午まで	佐渡市役所(公用車車庫)	
10月10日(木)	午後1時から4時まで		
10月11日(金)	午前9時から11時30分まで		
10月15日(火)	午後1時から4時まで	相川体育館	
10月16日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
10月17日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	両津総合体育館	
10月18日(金)	午前9時から11時30分まで		
10月21日(月)	午後1時から4時まで	畑野母子健康センター	
10月22日(火)	午前9時から正午まで	羽茂農村環境改善センター	
10月23日(水)	午後1時から4時まで		
10月24日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	赤泊総合文化会館(赤泊行政サービスセンター)	
10月25日(金)	午前9時から11時30分まで		
10月28日から令和7年3月14日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第1000号

くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量(令和6年7月新潟県告示第820号)の一部を令和6年8月30日に次のように変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
1	くろまぐろ(小型魚)	1	くろまぐろ(小型魚)
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業 <u>123.556</u> トン		新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業 <u>86.556</u> トン
2	くろまぐろ(大型魚)	2	くろまぐろ(大型魚)
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業 <u>74.725</u> トン		新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業 <u>111.725</u> トン
3~4	(略)	3~4	(略)

◎新潟県告示第1001号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県上越市浦川原区菱田字芹ヶ沢554の子、555から559まで、字堂ノ入563、564、565の1、565の2、566、566の1、566の2、567の1、567の2、569、569の1、570から579まで、579の子、579の丑、582の寅、582の卯、583、584、584の子、585、585の子、586、586の子、587、588の1から588の3まで、589から592まで、595、596、596の1、597から602まで、602の子、603、604、604の子、605、606、字大沢口635、636、636の1、637の1から637の3まで、638の1、638の2、638の子、638の丑、639の1、639の2、639の子から639の寅まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1002号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長岡市の信濃川左岸土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年9月6日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事	小千谷市高梨町3562番地	大平 隆 (理事長)
〃	長岡市西野1910番地7	山本 徹
〃	〃 浦5037番地	桑原 章
〃	小千谷市片貝町6740番地	安達 良夫
〃	長岡市神谷1565番地	丸山 信昭
〃	〃 深沢町2834番地1	高頭 栄一
〃	〃 才津東町2509番地1	大谷 義一
〃	〃 上除町甲1092番地	田中 正行

〃	〃	雨池町34番地	長部 稔
〃	〃	榎山町1556番地	宮島 典男
〃	〃	五反田町136番地	池田 和幸
〃	〃	上岩井2871番地 1	田口 幸平
〃	〃	与板町川袋町787番地	田邊 定雄
〃	〃	与板町吉津707番地 1	小林 正
〃	〃	福道町467番地	安達 隆幸
〃	〃	河根川町621番地乙	島宗 忍
〃	〃	雁島町529番地	金山 美佐雄
〃	〃	脇野町327番地 3	河内 武彦
〃	〃	瓜生1779番地第 1	燕 吉弘
〃	〃	与板町榎原1158番地	枝村 政人
監事	〃	岩野1829番地	竹内 正吉
〃	〃	藤橋 2 丁目377番地 1	吉田 公一
〃	〃	花井町70番地	渡邊 光雄
〃	〃	王番田1502番地	塚田 清嗣
〃	〃	気比宮1079番地	小熊 昭三

就任年月日 令和6年7月3日

2 退任

理事	小千谷市高梨町3562番地	大平 隆 (理事長)
〃	長岡市西野1910番地 7	山本 徹
〃	〃 浦5037番地	桑原 章
〃	小千谷市片貝町6740番地	安達 良夫
〃	長岡市神谷1565番地	丸山 信昭
〃	〃 深沢町2834番地 1	高頭 栄一
〃	〃 才津南町1965番地 1	布川 和人
〃	〃 上除町甲481番地	太刀川 浅男
〃	〃 雨池町34番地	長部 稔
〃	〃 巻島 1 丁目37番地	松永 栄
〃	〃 五反田町136番地	池田 和幸
〃	〃 上岩井2871番地 1	田口 幸平
〃	〃 与板町川袋町787番地	田邊 定雄
〃	〃 福道町467番地	安達 隆幸
〃	〃 河根川町621番地乙	島宗 忍
〃	〃 雁島町505番地	長谷川 球雄
〃	〃 脇野町1678番地	小川 昇
〃	〃 瓜生1630番地	本村 俊則
〃	〃 与板町榎原1158番地	枝村 政人
監事	〃 気比宮1079番地	小熊 昭三
〃	〃 成沢町539番地	樺澤 繁雄
〃	〃 神谷1419番地	水島 和夫
〃	〃 芹川町2790番地	長谷川 定則
〃	〃 下河根川1285番地	片沼 学

退任年月日 令和6年7月2日

◎新潟県告示第1003号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営和田地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和6年9月9日から令和6年10月8日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1004号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 東中地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和6年8月29日から令和7年3月7日まで
- 3 作業地域 新潟県 魚沼市 東中ほか 地内

◎新潟県告示第1005号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和6年8月26日から令和7年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟県村上市、燕市、柏崎市、南魚沼市及び糸魚川市の民有林の一部

◎新潟県告示第1006号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和6年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小揚猿沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市岩沢字前川原3236番5から	新	12.5～40.7メートル	407.4メートル
同市岩沢字吉田185番まで	旧	5.7～40.7メートル	402.8メートル

◎新潟県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷大沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
小千谷市真人町字水尻己1583番6から	新	6.4～28.2メートル	701.0メートル
同市真人町字牛池己739番2まで	旧	5.0～8.2メートル	699.0メートル

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その43）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その43）の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間 令和6年9月6日（金）から令和6年10月11日（金）まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。
URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>
 - (2) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和6年10月11日（金） 午後1時30分
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書（仕様書を含む）の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和6年9月6日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和6年10月1日（火） 午後5時まで

イ 提出方法

本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号：950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話：025-280-5953

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和6年10月7日（月）までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

- 令和6年度新潟県震度情報ネットワークシステムネットワーク機器等更新作業業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県防災局危機対策課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年8月7日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社新潟支店 新潟県新潟市中央区東堀通七番町1017番地1
 - 5 随意契約に係る契約金額
41,800,000円
 - 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和6年度新潟県総合防災情報システムサーバ更新作業業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県防災局危機対策課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年7月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
三菱電機株式会社新潟支店 新潟県新潟市中央区東大通二丁目4番10号
- 5 随意契約に係る契約金額
127,919,000円
- 6 随意契約の相手方を決定した理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
新潟県警察交通観測機器用通信回線利用契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約方式
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和6年7月25日（木）
- 5 落札者の氏名及び住所
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号
株式会社トークネット
- 6 落札価格
70,997,718円

- 7 入札公告日
令和6年6月14日(金)
- 8 落札方式
最低価格

病院局公告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月6日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

- 1 調達する特定役務の件名及び数量
新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物及び非感染性廃棄物廃プラスチック処理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立新発田病院経営課経営係
新潟県新発田市本町一丁目2番8号
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和6年8月8日
- 6 落札者の氏名及び住所
新潟メスキュード株式会社
新潟県新潟市西区寺尾東一丁目19番19号
- 7 落札価格
182,875,000円
- 8 入札公告日
令和6年6月28日
- 9 落札方式
最低価格

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第105号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和6年9月6日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。)
- 2 実施期間及び実施場所
 - (1) 実施期間
令和6年10月10日(木)及び同月11日(金)の2日間の午前9時から午後4時まで
 - (2) 実施場所
新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

20人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

- (1) 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（4号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（4号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上4号警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（4号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（4号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上4号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和6年9月19日（木）及び同月20日（金）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

- (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

4号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和6年10月1日(火)及び同月2日(水)の各日の午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

10,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙、キャッシュレス決済又は現金決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)